

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
が休業、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による診療所等の廃止（社会課）

生活保護法による医療機関の指定（ク）

保険医の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（ク）

計量器の定期検査の実施（商工指導課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更（造林課）

基本測量の実施（管理課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第四百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
足立齒科医院	境港市相生町一〇三	昭和五十一年七月三十日
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三 一	昭和六十三年一月一日
中曾産婦人科医 院	米子市角盤町三丁目二三	昭和六十二年五月七日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十二年九月三十日

鳥取県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
稲村齒科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三 一〇二	昭和六十三年二月六日
山本齒科医院	鳥取市末広温泉町二一一	昭和六十三年二月二十六日
中曾産婦人科医院	米子市西福原七四〇一五	〃
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十一日
足立齒科医院	境港市上道町一八五五	昭和六十三年三月十八日

鳥取県告示第四百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
富田桂公	鳥医第三、六七九号	昭和六十三年二月二十七日

山本光信	鳥医第三、六八〇号	〃
松田成人	鳥医第三、六八二号	昭和六十三年三月十日
金岡保	鳥医第三、六八三号	〃

鳥取県告示第四百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
飛田敦子	鳥医第三、六七七号	昭和六十三年二月十二日
富田桂公	鳥医第三、六七九号	昭和六十三年二月二十七日
山本光信	鳥医第三、六八〇号	〃
松田成人	鳥医第三、六八二号	昭和六十三年三月十日

金 岡 保 鳥国医第三、六八三号

鳥取県告示第四百八十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十三年五月二十五日から 当該計量器の所在の場所
昭和六十四年三月三十一日まで

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十三年 午前十時から
五月二十五日 午後三時まで 境港市 境港市境公民館

昭和六十三年 〃 〃 〃 境港市境中央公民館
五月二十六日 〃 〃 〃 境港市外江公民館

昭和六十三年 午前九時三十分から
五月二十七日 午前十一時三十分まで 境港市 境港市外江公民館

〃 午後一時から 午後三時まで 境港市 境港市渡公民館

昭和六十三年 午前九時三十分から
五月三十一日 午前十一時三十分まで 境港市余子公民館

〃 午後一時から 午後三時まで 境港市 境港市中浜公民館

昭和六十三年 午前十時から
六月一日 午後二時まで 境港市 境港市境中央公民館

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 武 男 西伯郡淀江町大字福岡二九二

昭和六十三年三月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 登 龜 雄 西伯郡淀江町大字福岡二二九

昭和六十三年四月一日就任 任期昭和六十六年十月十九日まで

鳥取県告示第四百八十二号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県松くい虫被害対策実施計画（昭和六十二年四月鳥取県告示第四百三十号）の一部を別紙のとおり改正する。

（「別紙」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 昭和六十三年五月十二日から同年十二月二十日まで

三 作業地域 倉吉市、八頭郡船岡町、東伯郡北条町並びに日野郡日南町及び溝口町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類				型 式	製 造 業 者 名
			ライガー三	株式会社大一商会	
			ライガー四		
			スーパードロポ		
			ダブルショック		

ぱちんこ遊技機

ニューズノーバースⅢ	マキユリーⅢ	ハイブリッドⅣ	スペースマンⅡ	エアフォース	D一五一	ターキーⅠ	キャリー
株式会社ニューギン			株式会社三洋物産		株式会社三共	株式会社高尾	